

静岡県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）第19条の2の規定に基づき、発達障害者への支援体制の充実を図るため、静岡県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の障害福祉圏域（市町）ごとの支援体制の構築を促進するための施策への意見及び提言に関すること。
- (2) 静岡県発達障害者支援センターと発達障害者支援コーディネーターが実施する発達障害者及びその家族に対する施策への意見及び提言に関すること。
- (3) 発達障害に関する情報交換及び研究に関すること。
- (4) その他発達障害者の支援について必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員は、医療、保健、福祉、教育、労働、当事者団体、行政及び支援機関等の関係分野に関して高い識見等を有する者のうちから、静岡県健康福祉部障害者支援局長（以下「障害者支援局長」という。）が委嘱する。
- (2) 協議会に、会長を置き、会長は障害者支援局長が指名する。
- (3) 協議会の副会長は、会長が指名する。
- (4) 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 協議会には、必要により部会を置くことができる。部会員は、会長の指名する委員をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、これを主宰する。会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長（委員会）が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※ 別紙一覧

「静岡県発達障害者支援地域協議会」の構成委員

区 分	委 員
医 療	国立大学法人 浜松医科大学 特任教授 高 貝 就
	静岡県立こころの医療センター 医師 五 條 智 久
	静岡県医師会 理事 小 野 宏 志
保 健	静岡県公立大学法人 静岡県立大学 看護学部准教授 鈴 木 和 香 子
福 祉	静岡県知的障害者福祉協会会長 ((社福)輝望会 沼津のぞみの里 施設長) 池 谷 修
	(社福)ひかりの園 相談支援事業所まど管理者 高 木 誠 一
教 育	静岡大学教育学部 教授 香 野 毅
労 働	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡障害者職業センター 所長 小 田 訓
当 事 者 団 体	静岡県自閉症協会 会長 津 田 明 雄
	静岡県手をつなぐ育成会 (三島市手をつなぐ育成会 会長) 秋 山 裕 子
行 政	三島市社会福祉部 部長 水 口 国 康
	吉田町福祉課 課長 鈴 木 尚 雄
支 援 機 関	静岡県東部発達障害者支援センター センター長 岡 田 祐 輔
	静岡県中西部発達障害者支援センター 管理責任者 櫻 井 郁 也
そ の 他 (司法関係)	あさがお法律事務所 弁護士 中 島 直 美
合 計	15名

令和 4 年度発達障害者支援体制整備事業費概要

1 事業趣旨

県発達障害者支援センターと連携し、発達障害児者の支援に係る体制整備、人材養成、連携強化を実施する。特に各種資源の少ない県東部地域に対して重点的に事業を実施する。

2 事業一覧

名称		事業概要	R 4 実績 (予定)
体制整備	発達障害者支援コーディネーター配置	発達障害の対応困難ケースの相談支援や地域の体制整備のための取組を担うコーディネーターを配置	・ 6 名配置 東 部： 4 名 中西部： 2 名
人材養成(医師)	東部地区における陪席研修	専門的な医療機関における発達障害診療の陪席研修を実施【東部】 対象：東部地域に勤務する医師 養成数：6 名程度、各 3 回	・ 伊豆医療福祉センター【委託】 ・ R4. 11 月～R5. 3 月実施 ・ 5 名養成中
	かかりつけ医等対応力向上研修	かかりつけ医等の発達障害への対応力の向上等を目的とした研修を実施 対象：発達障害を日常診療しない医師 養成数：50 名程度、年 1 回	・ 県、県東部発達障害者支援センター ・ R5. 3. 5 (日) 実施予定
人材養成	自閉症支援講座	自閉症、発達障害に関する基本的な知識の習得等を目的とした研修を実施 対象：当事者及び支援者全般 養成数：各 20～100 名程度、年複数回	・ 県東部発達障害者支援センター【委託】 ・ 年 4 回程度開催 ・ 250 名程度養成中
	トレーニングセミナー	アセスメント技術の習得を目的とした実践的な研修を実施【東部】 対象：事業所支援員、教職員等 養成数：10 名程度、年 1 回 (2 日間)	・ 県東部発達障害者支援センター【委託】 ・ R4. 9. 3、9. 4 実施 ・ 10 名養成
	ペアレントメンター養成等	当事者及びその家族を支援するためのペアレントメンターを養成し、療育の場等への派遣活動を実施 対象：発達障害児の子育て経験のある保護者 養成数：6 名程度	・ 県中西部発達障害者支援センター【委託】 ・ 6 名養成中
	ピアサポート支援者養成	発達障害児者の当事者活動の支援が可能な人材を養成 対象：支援機関の職員等 養成数：9 名程度	・ 県中西部発達障害者支援センター【委託】 ・ 9 名養成中
連携強化	発達障害者支援地域協議会等	関係分野の代表者による協議会により支援体制の整備について検討 人数：15 名、年 2 回程度	・ 支援地域協議会 年 2 回実施予定

令和 4 年度発達障害を診療等可能な医療機関調査の結果

(障害者支援局障害福祉課)

(1) 概要

- 令和 4 年度の発達障害を診療等可能な医療機関は、昨年度より 3 機関増 の 136 機関となった。(R4 新規増 19 機関、R4 減少 16 機関)
- このうち、診断及び心理検査が可能な医療機関は、2 機関減 の 66 機関 (全体の 48%) となった。

(2) 回答状況

区 分	R1	R2	R3	R4	増減 (R4-R3)
該当機関数	111	129	133	136	+3 件

※R4 補足：非公開希望 5 件含む。発送 697 件に対する回答 419 件 (回収率 60%)

(3) 発達障害を診療等可能な医療機関 (圏域別)

(単位：件)

地域	圏 域	医療機関数				10 万人当たりの医療機関数			
		R2	R3	R4	増減 (R4-R3)	R2	R3	R4	増減 (R4-R3)
東部	賀 茂	5	4	3	-1	8.4	6.8	5.2	-1.6
	熱海伊東	6	6	6	0	6.0	6.1	6.2	+0.1
	駿東田方	23	23	23	0	3.6	3.6	3.7	+0.1
	富 士	11	11	12	+1	3.0	3.0	3.2	+0.2
	東 部 計	45	44	44	0	3.8	3.8	3.8	0
中部	静 岡	31	32	31	-1	4.5	4.6	4.5	-0.1
	志太榛原	10	13	14	+1	2.2	2.9	3.1	+0.2
	中 部 計	41	45	45	0	3.6	3.9	4.0	+0.1
西部	中 東 遠	11	13	15	+2	2.4	2.8	3.3	+0.5
	西 部	32	31	32	+1	3.8	3.7	3.8	+0.1
	西 部 計	43	44	47	+3	3.3	3.4	3.5	+0.3
計		129	133	136	+3	3.6	3.7	3.8	+0.1

(4) 上記のうち診断と心理検査が可能な医療機関

(単位：件)

地域	圏 域	医療機関数				10 万人当たりの医療機関数			
		R2	R3	R4	増減 (R4-R3)	R2	R3	R4	増減 (R4-R3)
東部	賀 茂	2	2	2	0	3.3	3.4	3.5	+0.1
	熱海伊東	0	1	1	0	0.0	1.0	1.0	0
	駿東田方	11	9	9	0	1.7	1.4	1.4	0
	富 士	6	8	7	-1	1.6	2.2	1.9	-0.3
	東 部 計	19	20	19	-1	1.6	1.7	1.6	-0.1
中部	静 岡	12	15	16	+1	1.7	2.2	2.3	+0.1
	志太榛原	5	6	7	+1	1.1	1.3	1.6	+0.3
	中 部 計	17	21	23	+2	1.5	1.8	2.0	+0.2
西部	中 東 遠	7	8	7	-1	1.5	1.7	1.5	-0.2
	西 部	21	19	17	-2	2.5	2.2	2.0	-0.2
	西 部 計	28	27	24	-3	2.1	2.1	1.8	-0.3
計		64	68	66	-2	1.8	1.9	1.8	-0.1

※人口は 7 月 1 日現在のものを使用

<アンケート結果>

1 初診時の平均待機期間（回答数：101件）

- ・101機関のうち、「1月未満」と回答した医療機関が最多の41機関であった。
- ・一方で、診断及び心理検査を実施している医療機関（57機関）に限ると、「1月以上2月未満」と回答した医療機関が最多の20機関（35%）であった。

1-2 圏域別平均待機期間（101機関）

（単位：機関）

区分 圏域	1月未満	1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 4月未満	5月以上 6月未満	6月以上
賀茂	2	1	0	0	0	0
熱海・伊東	1	1	1	0	0	0
駿東田方	5	7	1	1	1	1
富士	1	4	1	2	0	0
静岡	11	11	2	3	0	0
志太榛原	9	2	0	0	1	0
中東遠	6	5	2	0	0	0
西部	6	5	4	2	1	1
計（同比率）	41	36	11	8	3	2

1-3 平均待機期間（診断及び心理検査実施機関：57機関）

区分 圏域	1月未満	1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 4月未満	5月以上 6月未満	6月以上
賀茂	2	0	0	0	0	0
熱海・伊東	0	1	0	0	0	0
駿東田方	0	4	1	1	1	0
富士	0	3	0	2	0	0
静岡	7	5	1	2	0	0
志太榛原	5	1	0	0	1	0
中東遠	2	3	2	0	0	0
西部	3	3	3	2	1	1
計	19	20	7	7	3	1
比率	33%	35%	12%	12%	5%	2%

2 発達障害の診療等を行っていない理由【複数回答】（458件回答あり）

回答	件数	割合
ア診察できる医師がいない、発達障害を得意としていない	187件	41%
イ医師以外のスタッフが不足している	111件	24%
ウ発達障害を診察する時間がとれない	76件	17%
オ医療以外の支援を担う支援機関が少なく、つなぎ先がない	18件	4%
エ採算がとれない	37件	8%
カ診察希望者、対象者がいない	14件	3%
キ当院での発達障害の診察の必要性を感じない	15件	3%